

奈良県告示第三百七号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第五条の二第二項の規定により、指定届出受理機関に届出受理事務を次のとおり行わせることとした。

平成二十六年十二月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定届出受理機関の名称

一般社団法人奈良県調理師連合会

二 主たる事務所の所在地

奈良市紀寺町六六二番地

三 届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

奈良市紀寺町六六二番地

四 行わせることとした届出受理事務の範囲

1 届出用紙の配布及び受理

2 届出対象者に対する周知のための広報

3 届出件数を記載した帳簿の備付け及び保存

五 届出受理事務を行わせることとした年月日

平成二十六年十一月二十五日